

殿

滋 賀 県 中 小 企 業 家 同 友 会

代表理事 蔭 山 孝 夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : info@shiga.doyu.jp

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

**2003年度滋賀県に対する
中小企業家の要望書**

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数480名、総従業員数約1万名、総売上高1600億）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。人材・資本・技術や情報など経営資源を有効に活用し、強靱な経営基盤の確立をめざし、様々な活動を続けてきました。

現在大企業の景気については「下げ止まり」、「底入れ」と語られていますが、中小企業の景況に関しては改善の方向へ向っているとはいえ、「底入れ感」は時期尚早と言えます。

このような状況においても、滋賀県中小企業家同友会は創立以来、上記の目的のもと会員相互の研鑽と自助努力による経営の安定・発展と中小企業を取り巻く経営環境を是正することに努めて参りました。

2年前に県内のモノづくりの企業が自社の得意技術を連携し、地域経済の再生を担うべく「製造業部会」を設立し、今年6月には製造業部会員が共同研究、開発、受注、販売などの共同事業を推進するため「協同組合Hip滋賀」を設立しました。現在、産・学・官・金や他団体とも連携し、中小製造業の発展のために活動しております。

また、「人類永遠の存続と繁栄」をめざし、環境問題に取り組む「地球環境研究会」を昨年6月に発足。環境問題を中小企業の足元から見直し、環境と経済活動のあり方を考えると共に、同友EMS（同友会版環境マネジメントシステム）を会員企業に取り入れ、企業活動において環境保全につながる取り組みを“できること”から始めようと取り組んでいます。

中小企業は数量的に見ても日本経済・滋賀県経済において多数を占めています。果たしている役割を正当に評価し、従来の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換することが求められています。

私たちは、厳しい経営環境の中、創意と活力に満ち溢れた地域経済の発展のために、中小企業の自主的な自助努力がより一層活かされる経営環境整備に向けて、次のことを要望します。

1. 景気回復をすすめる税制の見直しと、雇用の創出

アメリカの株価の暴落が影響して、日本においても株価が下落しています。政府や大蔵省は「景気の下げ止まり」と発言していますが、我々中小企業者にそれは実感できません。まして、小泉首相が推進する『構造改革』政策、不良債権早期処理はデフレ経済をさらに加速させ、償却どころか逆に不良債権を増加させます。最終処理により、担保不動産の投げ売りが始まり、地価の下落が加速し、連鎖的な不良債権を増やし、失業者の増加により不況が深刻化するでしょう。

そのような状況で、滋賀県は「厳しさに挑む『協働と創造』」というテーマのもと、「たくましい経済県」づくりを目標に掲げ、「活力に満ちた新しい地域経済の創造」事業の数々を積極的に推進されて、SOHO型ビジネス支援事業やeビジネス推進員設置事業、ものづくり体験教室開催事業など新しい事業も展開されていますが、我々既存の中小企業者が本当に困っている「仕事づくり」の実情に沿った政策が望まれます。

また、都道府県の税収不足から、付加価値基準の外形標準課税方式導入の動きがありますが、これは赤字法人のみならず、長引く不況下にある多くの中小企業の税負担能力を超えるものです。他団体も、企業の雇用や投資に抑制的に作用し、経済活力を削ぐおそれがあるなどの理由で反対を表明しています。

さらに、完全失業率が悪化の一途をたどっています。これはすなわち地方の中小企業が担ってきた「ものづくり」の衰退を意味し、企業での技術・情報集積が一層困難な状況になります。

滋賀県としても、地域の雇用を守り、地域の中小企業が意欲的に経済活動を推進できるよう、いっそう効率的で力強い景気浮揚策を施行されることを希望します。

- 1) 地域経済に果たす中小企業の重要な役割を正当に評価し、補完的政策から、中小企業重視の政策へと転換して下さい。
- 2) 中小企業政策づくりの適切な局面で、中小企業者も参画できるシステムづくりを要望します。
- 3) 多忙で情報不足になりがちな中小企業経営者へ、行政の中小企業施策を経営者にとって更に身近なものとするため中小企業団体を窓口にして、電子メールの配信などでPRするようにして下さい。
- 4) 今年度の中小企業金融対策費26510万円の内訳と、対前年度比率を教えてください。
- 5) 消費税の内税化（総額表示方式）されている滋賀県の執行する事業費を外税方式にして、消費税を見えやすくして下さい。
- 6) 外形標準課税は赤字企業にも課税されることになり、倒産や延滞の拡大につながるので断固導入に反対します。
- 7) 県ではさまざまな雇用創出の事業を展開されていますが、事業費の総額と、その効果をどこで推し量っておられるのか、滋賀県の完全失業率をどこまで下げる計画を持っておられるのか、教えてください。
- 8) 前5年以内の繰越欠損金の損金算入について、現在事業年度に生じた欠損金において所得金額から控除の期限が5年となっています（租税特別措置法の規定により欠損金繰越が5年のところを7年の適用を受けることができる措置があります）が、ベンチャー企業や新規事業の立ち上げにあたり事業の安定を確保するために欠損金繰越の期限をアメリカ並の10年にするように、国に働き掛けて下さい。

2. 資金が円滑に流れる中小企業・地域を活性化させる金融システムを

政府が進めている「構造改革」政策、不良債権早期処理はデフレ経済をさらに加速化するデフレ政策です。いま必要な政策は、まず景気の悪化をくい止め、回復へと向かわせる政策、例えば個人所得と雇用の拡大の施策であり、将来の不安をなくす政策です。雇用者の8割を雇用している中小企業を元気にする力強い政策が景気の底上げにもなります。

企業や金融機関などの行動がおのずから景気を良くし、人々の暮らしを良くすることにつながるような仕組み作りを打ち出すことです。中小企業家同友会全国協議会がここ近年、運動している「金融アセスメント法（案）」制定が、地域や中小企業を元気にします。

- 1) 中小企業家同友会が目指している「金融アセスメント法（案）」の制定に向け、7月31日に県議会において法制定を求める意見書が採択されましたが、滋賀県としても推進の立場を表明してください。また、県内市町村にも議会での意見書可決を働き掛けるとともに、国にむけて早期法制化を働き掛けて下さい。
- 2) 金融庁の各金融機関に対する「中小企業向け金融検査マニュアル」は、中小企業金融を人為的に不安定化させています。中小企業向け融資の場合には、金融庁は中小企業の実績に沿った別の基準の「マニュアル」を速やかに作成し、それを適応することを国に働き掛けて下さい。
- 3) 不良債権「早期処理」期間から金融システムが安定するまでの一定期間、返済期間を10年間とするなど「安定化特別保証制度」とは別枠で、更に利用しやすくした「緊急特別保証制度」（仮称）の創設を国に働き掛けて下さい。
- 4) ペイオフ解禁は中小企業にかかわりの深い地域金融機関の預金の流失を促進させ、中小企業への資金パイプを狭めるばかりでなく、地域金融機関の存立を危うくする懸念があります。預金保険法によるペイオフ発動の実効猶予措置を国に働き掛けて下さい。
- 5) 中小企業が倒産した場合、個人の最低限の財産保障と再起できる条件を整備するため、破産法の改正など個人保証の有限責任化を進めること、また「経営者失業保険制度」の創設を国に働き掛けて下さい。

3. 新規事業の支援と共に、実効性のある中小企業への支援策を

県内の製造品出荷額において50パーセント、商品販売額においては83パーセントを占める中小企業は、経営者と社員が一丸となり地道な企業努力を図り、経営基盤の強化、新規事業の展開など様々な取り組みによって支えられています。しかし中小企業においては人材、資本、技術、情報などの経営資源の蓄積や、この不況下で事業拡大や新事業展開など活性化を図るには困難な状況におかれています。

このような中、地域経済振興において中小企業の活性化は急務と考えます。不況による影響の把握と中小企業への情報の提供、地域金融機関と連携し中小零細企業への再生アドバイスや技術支援など、新事業創出と同時に既存企業への再生支援策の具体化を望みます。

- 1) 中小企業の経営部門、金融部門及び技術部門が一体となり中小企業を支援できる「地域中小企業ネットワークセンター（仮称）」を設置して下さい。
- 2) 中小企業が導入すべき新しい技術課題について、企業や大学、工業技術総合センター、産業支援プラザによる共同研究及び業界ニーズに基く研究開発を行い、産業界の研究開発支援をするための設備の充実、活用を強化するようにして下さい。
- 3) 経済のグローバル化にとまない、中小企業においても急務となっている国際標準や環境法規制、グリーン調達等への対応支援をして下さい。ISOセミナーなど、認証後のフォローや個別の課題解決、情報交換や事例に基づいた企業の経営改善に結びつく事例講習会などとインターネットを活用した環境相談等を出来る体制を作して下さい。

また、三重県が独自に行っている、ISO 認定機関（法人）を設立し、多大な費用をかけずにISOの取得・認定できる基盤をつくって下さい。

- 4) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中創法）」の認定企業は技術開発型企業が多く、経営面では総じてマーケティングをはじめ様々な課題を抱えています。創造法認定企業の新規事業展開を支援するため、そうした企業を対象にマーケティングや資金調達などをテーマにした経営支援研究会の実施を支援して下さい。また信用保証協会が本来の趣旨に沿い、認定企業へ「無担保」「無保証」による積極的な金融支援を行うよう働き掛けて下さい。
- 5) 低成長時代を迎えた日本経済の中で、更なる成長を目指す企業が直面している経営課題に対応するために、経営管理、財務管理、人事管理、マーケティングなどの分野ごとにテーマを設定し企業事例の紹介を中心に必要な情報やノウハウを提供し、経営者と管理部門が一緒になって戦略立案に取り組むことを支援して下さい（産業支援プラザ等の相談・支援機能の強化）。
- 6) 「びわ湖環境ビジネスメッセ」に対して、資源循環型社会構築と環境ビジネス創出をめざしている県内の中小企業が、もっと出展しやすいシステム（出展費用の抑制など）を作して下さい。
- 7) 廃棄物処理への取り組みが求められているなか、企業では発生抑制と適正処理に取り組んでいますが、県内でのストックヤードの確保、公共の最終処分場を早期に実現して下さい。
- 8) グリーン購入の率先、啓発普及、またリサイクル技術を積極的に支援して下さい。産業廃棄物の減量及び資源の有効利用を促進する技術開発を奨励するとともに、大学等の研究機関と連携し、企業等の行う技術開発を支援して下さい。
- 9) 公共事業において地元企業への発注比率（件数・発注金額ベース）を高めて下さい。
- 10) 他府県の地方自治体（八尾市や東京都各区）でも制定が進んでいる中小企業のための振興条例を制定し、中小企業の活性化、近代化、産業基盤整備及び人材育成、中小企業に対する融資及び助成制度の充実など、自治体として中小企業を支援する、きめの細かい体制づくりを進めてください。

4. 安心して働く事のできる労働環境に向けて

県内の雇用の8割を支える中小企業は、構造不況による企業損益の悪化に加え、受注競争激化により受発注金額が低下し、多くの企業においては事業の再構築、いわゆるリストラが行われております。経費に占める租税公課や光熱費、公的機関の通行料・利用料等の削減不可能な経費の相対的比重は高まり、経費削減の最終手段である給与・報酬の削減が行われるとともにリストラの名のもとに早期の退職を余儀なくされているのが現状です。

特に介護老人等を抱える生活弱者、男女共同参画が言われる中であってとりわけ女性は、就業条件の厳しさを感じざるを得ません。加えて生産コストの更なる低減要請で、より零細な企業の受注およびその経営が困難なものとなっており、特に障害者作業所等の存続自体が危ぶまれております。

今や企業内弱者・生活弱者にそのしわ寄せがきている状況が、リストラという言葉で全てを括り、当然のようにもてはやされる風潮はもう見過ごすことはできないと考えます。

1) 新たな雇用を創出し、民間経済を活性化するため、県の指導下にある特殊法人・公益法人などの事業の状況を明らかにしてください。また中小民間企業を参入させる、または指名条件を緩和して下さい。

2) 介護保険利用者の実態調査を行い、介護保険利用者や、家族に介護保険適用者を抱える中小企業の社員が安心して働けるシステムを構築して下さい。

3) 障害者の社会参加を積極的に押し進める為に、障害者雇用に対する支援策を講じて下さい。

4) 同様に、障害者作業所との協業に対する支援策を講じて下さい。

5) 高齢者雇用を創出する事業を創設して下さい。

5. 豊かな人間として育つ教育環境の重視

私たち中小企業は、地域雇用と活性化の担い手として、「企業に役立つ人材」である前に「社会で通用する人格形成」をめざし、働くことを通して若者達に対する人間教育を進めています。

そのような中、弊会の大津支部や東近江支部では、健全な中小企業の役割を地域へ広め、働くことの意義、働くことで人として育つことに気づくことを自社の経営革新の機会と位置付け、中学生、高校生の職場体験学習を受け入れています。また製造業部会では「起業家精神」の育成をめざし、企業の採用活動とは完全に切り離して大学生のインターンシップにも取り組んでいます。

このように滋賀同友会では、子どもや学生たちが働くことを通じ、社会性豊かに育つ気づきの場として積極的に支援と協力をしております。

私たち同友会では、『教育基本法』の精神にもとづき、「個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期すると共に、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育」をめざしています。企業において人材を育成することとは「都合のいい企業人間」を育成することではなく、人間としての「生きる力」を身につけ、責任ある社会人として経営者と共に育ちあうことです。中小企業の中で共育ちの理念のもと改善していくと同時に、行政、教育現場との連携が大切だと考えます。

- 1) 教育基本法の改正が論議されていますが、現在の教育基本法そのものが人間の個性を重視し人間の全面的な発達を促しています。私たち同友会は社員共育(教育)を「教育基本法」と「ユネスコ学習権宣言」にもとづいて活動をし、成果をあげています。県としても同友会と共に上記の基本法及び宣言の確認をあらゆる場で完全実施して下さい。
- 2) 教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持て、自主的で地域性に合った授業内容が取り入れられ、また30人学級の実現と教育・文化・スポーツ施設を大幅に拡充して下さい。
- 3) 長期的視野に立って、人材教育するため、教師、父母、行政、企業経営者が協力し合い、懇談会やシンポジウムを常に実施し、滋賀県で育てる豊かな人間像を語り合う場を提供し支援してください。
- 4) 中小企業について、子ども、生徒、学生、地域に正確な理解と認識がはかれるように、学校教育等で中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えていただくシステムを講じて下さい。そのための一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び、教師が中小企業の現場で現状以上に研修する機会を増やして下さい。
- 5) 環境教育の徹底が豊かな人間(EQ)への第一歩、美しさや共生への感情、感動、関心を高めることが社会悪と決別した人間教育になります。好奇心、創造力、思考力、想像力、大局観、行動力を高める教育に力を注いで下さい。
- 6) 職場体験学習が一部で行われるようになりましたが、日数、内容の点でもっと強化が必要と考えます。また、職場体験よりも労働の意義を学習することに重点をおいて下さい。
- 7) 滋賀同友会でも積極的に受け入れている中高生の職場体験において、実習でのケガなどに対する保障制度が明確になっていません。受け入れ企業側も十分な体験をさせられず、かえって企業側の負担が多く、将来受け入れ企業自体が限られてくることが予想されます。中高生の職場体験に対する災害保障制度を明確にして下さい。

6. 滋賀県の環境悪化を止め、琵琶湖の水質改善のための政策を。また環境ビジネスの育成と環境共生企業への支援策を

私たち同友会は 1995 年 6 月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌 96 年 2 月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

昨年は 6 月に同友会の政策委員会と会員の有志により「地球環境研究会（愛称：びわこ 1400）」を発足し、2001 年秋に、「2001 年中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催し、「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（同友 EMS）」の作成と実験的導入をはかるなど、出来ることから一歩ずつ前進させてきました。（別冊資料）

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の発展と存続を志し、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

- 1) 滋賀県内の大多数を占める中小企業こそ同友会版 EMS の導入が必要であり、その意味で独自にシステム策定と導入をすすめる「同友 EMS」への評価をいただき、促進のために開催する交流会、学習会等への支援を検討して下さい。
- 2) 県の施策・ビジョンについて、知事と懇談する機会を持っていただきたい。
- 3) 地域や企業においてゼロエミッションをめざすための研究・学習をあわせ、モデル地区づくりをすすめる予定にしています。これらの活動にむけた助成制度等を検討して下さい。
- 4) 開発においては、「持続可能な発展」の考え方を基本として、環境アセスメントの調査や地域生活者等との話し合い等、慎重かつ十分な検討をして下さい。
- 5) 同友会が行う環境保全活動への参加、共同研究、講師派遣等への配慮をお願いします。
- 6) 水環境、地球環境保全の恒久的な要望
 - (ア) 山や森を再生させるための針葉樹林から広葉落葉樹林へと転換し、自然の山や森にダムの機能を果たさせる。
 - (イ) 水田や池、小河川、内湖を守ること。
 - (ウ) コンクリートによる三面ばりの河川工事をやめ、多自然型の川づくりをすすめ復活させる。
 - (エ) 処理場の分散した建設、中水の再利用、水循環システムの再構築。
 - (オ) エコシティの実践、太陽熱・風力・生ごみ発電・バイオマス等の活用を積極的に進める。
 - (カ) 透水性の舗装工事の推進。
 - (キ) デポジット制の導入。

以上